

令和2年3月11日

各 位

船橋市総合体育館指定管理者  
公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社

### 船橋市総合体育館臨時休館「延長」及び施設利用料等の還付等について

日頃より、船橋アリーナをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、下記のとおり、船橋市総合体育館の臨時休館を「延長」させていただくとともに、既にお支払いいただいた施設利用料及び教室受講料の還付等させていただきますので、ご案内申し上げます。

ご不便おかけして大変申し訳ございません。ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

#### 記

##### 1 休館期間

令和2年2月29日（土）から令和2年3月31日（火）まで

※3月15日（日）までとしていた臨時休館期間が延長となりました。今後も、状況により休館期間が延長する場合がございます。

##### 2 対象及び方法

別紙のとおり

##### 3 還付等受付開始日

令和2年3月16日（月）午前9時から午後17時まで（受付等窓口のみ対応しております）

※休館期間により対応がかわるものもございます。また、教室開講時の手続は混雑が予想されます。

※臨時休館状況にもよりますが、概ね令和2年4月末までのお申出にご協力お願い申し上げます。

##### 4 その他

全てお申出による対応とさせていただきます。ご面倒おかけいたしますが、ご了承ください。

#### お問い合わせ先

施 設 船橋アリーナ（船橋市総合体育館）

住 所 船橋市習志野台7-5-1

電 話 047-461-5611

## 別 紙

### A 施設利用料等

#### (1) 施設利用共通回数券

- ①対象 休館期間に有効期限が重なっているお客様
- ②対応 管理システムで自動的に休館期間分の延長をさせていただきます。

#### (2) トレーニング室月極券及び温水プール月極券

- ①対象 休館期間に有効期限が重なっているお客様
- ②対応 重なっている期間分を延長させていただきます。(新しいカードをお渡しします)  
各施設窓口でお申出ください。

③持参 船橋アリーナ利用者カード

③受付 トレーニング室窓口及び温水プール窓口

※上記期間延長対応につきましては、再開館後初日を起算とし、再開館後の対応となります。

※その他今後施設の利用をご希望されない等の方については、総合案内事務室までお申出ください。

#### (3) メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室等専用施設利用料

- ①対象 令和2年3月31日(火)までの期間の利用料支払のお客様
- ②対応 利用料の還付
- ③持参 体育施設利用者カード・利用許可書・身分証明書(原則利用許可者ご本人となります)
- ④受付 1階総合案内事務室

※当該対象期間につきましては、利用制限の対象とはなりません。

(各窓口担当者が制限解除いたしますので、お客様ご自身の取消は不要です)

### B 教室プログラム受講料

#### (1) 令和2年3月分等教室プログラム受講料

- ①対象 2月29日(土)分及び3月分教室受講料支払済のお客様
- ②対応 当該受講料の還付
- ③持参 利用者カード・領収書(紛失の場合はお申出ください)(ご本人もしくは保護者)
- ④受付 総合案内事務室もしくは1階ロビー還付コーナー

※なお、2月26日(水)から2月28日(金)までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大予防で一部受講を自主的に見合わせた還付ご希望の方は、総合案内事務室までお申出下さい。

※2月分全欠席の受講料還付につきましては、概ね4月末まで還付対応させていただきます。  
通常通り各窓口までお申出ください。

### C その他

#### (1) 教室他教室への振替(主にスタジオプログラム及びスイミング成人等)

①2月分→4月開催教室への振替

#### (2) スクール(教室)欠席振替券

①2月末及び3月末発券期限 →4月末まで発券可能

①3月1日から3月31日まで有効期限→4月末まで有効期限